

帰還困難区域（大熊町）において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成23年3月分から平成27年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である1か月当たり5万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額が賠償されたほか、申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立外母の介護をしながら避難生活を継続したことを考慮し、その間、月額3万円が賠償された事例（ただし、いずれも既払金は除く。）。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 日常生活阻害慰謝料増額分 | 金75万0000円
(期間 平成23年3月11日から同25年3月27日まで) |
| 2 | 営業損害 | 金976万4172円
(期間 平成23年3月11日から同27年2月末日まで) |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1051万4172円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項の金員のうち、金265万0000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して

別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年9月16日

(仲介委員 永山 在浩)